

中川村公告第 21 号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率を次のとおり公表します。

令和 6 年 8 月 20 日

中川村長 宮 下 健 彦

令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率

(単位：％)

実質赤字比率	連結実質 赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (15.00)	— (20.00)	-1.0 (25.0)	— (350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は「—」を記載
- 2 当該地方公共団体の早期健全化基準を括弧内に記載

総括表① 健全化判断比率の状況（令和5年度決算）

Ver.05.00

(単位:%)

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
203866	長野県	中川村	-	-	-1.0	-
団体区分	5.町村					

↑※必ず選択して下さい。

(単位:%)

標準財政規模 (千円)		早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
	うち臨時財政対策債 発行可能額					
2,679,729	10,957	財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

会 計 名		実質収支額	(分母比)
一 般 会 計 等	一般会計	404,080	15.1
小 計		404,080	15.1
標準財政規模		2,679,729	100.0
実質赤字比率（％）		-15.07	※

会 計 名		実質収支額	
公 営 企 業 に 係 る 特 別 会 計 以 外 の 会 計	国民健康保険事業特別会計	4,217	0.2
	介護保険事業特別会計	46,730	1.7
	後期高齢者医療特別会計	59	0.0

※ 実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、
「実質赤字比率(%)」又は「連結実質赤字比率(%)」は負の値で表示されます。

会 計 名		資金不足・剰余額	(分母比)
法 適 用 企 業	水道事業会計	233,009	8.7
	下水道事業会計	75,108	2.8
法 非 適 用 企 業			
合 計		763,203	28.5
標準財政規模(再掲)		2,679,729	100.0
連結実質赤字比率（％）		-28.48	※

総括表③ 実質公債費比率の状況(令和5年度決算)

Ver.05.00

団体名

長野県中川村

(単位：千円)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
	元利償還金の額 (繰上償還額等 を除く) (3③ A表「元利償還 金」欄の数値を 転記)	積立不足額を考 慮して算定した 額 (3①表 「エ」欄の数値 を転記)	満期一括償還地 方債の1年当た りの元金償還金 に相当するもの (年度割相当 額) (3①表 「ウ」欄の数値 を転記)	公営企業に要す る経費の財源と する地方債の償 還の財源に充て たと認められる 繰入金 (3②表 「合計※」欄の 数値を転記)	一部事務組合格 の起こした地方 債に充てたと認 められる補助金 又は負担金	公債費に準ずる 債務負担行為に 係るもの	一時借入金の利 子	特定財源の額 (3③A表「特 定財源計」欄の 数値を転記)	事業費補正によ り基準財政需要 額に算入された 公債費	災害復旧費等に 係る基準財政需 要額	密度補正により 基準財政需要額 に算入された元 利償還金及び準 元利償還金(た だし、④～⑦に係 るものは、地方 債の元利償還額 を基礎として算 入されたものに 限る)
令和3年度	391,096			110,138	17,412			34,334	134,224	407,747	117
令和4年度	383,439			109,915	25,028				136,151	391,255	118
令和5年度	383,249			132,312	26,535			36,825	131,175	375,566	118

	⑫ 標準税収入額等	⑬ 普通交付税額	⑭ 臨時財政対策債 発行可能額
令和3年度	624, 186	2, 062, 374	96,794
令和4年度	657, 189	2, 016, 785	24,214
令和5年度	653, 787	2, 014, 985	10,957

	(15)	地方財政法第5条の3第4項第1号の規定に基づき総務大臣が定める額 (特別区のみ記入)

	実質公債費比率 (単年度)
令和3年度	-2.57783
令和4年度	-0.42116
令和5年度	-0.07308

実質公債費比率
(3カ年平均)

-1.0

(参考)

	⑥の内訳								
	P F I 事業に係る債務負担行為に係るもの（省令第7条第1号）	いわゆる五省協定等により、利便施設及び公共施設を買い取るために行った債務負担行為に係るもの（省令第7条第2号）	国営土地改良事業並びに独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人環境再生保全機構の行う事業に対する負担金（省令第7条第3号）	地方公務員等共済組合が建設した職員住宅等の無償譲渡を受けるために支払う賃借料（省令第7条第4号）	社会福祉法人が施設の建設のために借り入れた借入金の償還に対する補助（省令第7条第5号）	損失補償又は保証に係る債務の履行に要する経費の支出（省令第7条第6号）	地方公共団体以外の者の債務を引き受けた場合における当該債務の履行に要する経費の支出（省令第7条第7号）	その他これらに準ずると認められるもの（省令第7条第8号）	利子補給に係るもの（政令第12条第4号）
令和3年度									
令和4年度									
令和5年度									

総括表④ 将来負担比率の状況（令和5年度決算）

Ver.05.00

団体名 長野県中川村

将来負担額

(単位:千円)

地方債の現在高	債務負担行為に 基づく支出予定額	公営企業債等 繰入見込額	組合 負担等見込額	退職手当 負担見込額	設立法人の 負債額等 負担見込額					連結実質 赤字額	組合連結実質 赤字額負担見込額
						地方道路公社	土地開発公社	地方独立行政法人	第三セクター等 (損失補償、信託、貸付)		
2,774,789	0	613,668	218,063	620,655	0	0	0	0	0	0	0

(分母比) 128 28 10 29

充当可能財源等

(単位:千円)

充当可能基金	充当可能 特定歳入		基準財政需要額 算入見込額
		うち都市計画税	
3,449,492	149,839	0	3,882,266

(分母比) 159 7 179

将来負担額 A
4,227,175

195

—

充当可能財源等 B
7,481,597

344

=

A − B
-3,254,422

-150

=

将来負担比率 (%)
—

-149.7

標準財政規模 C
2,679,729

123

—

算入公債費等の額 D
506,859

23

C − D
2,172,870

100

中川村公告第 21 号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 3 項において準用する同法第 3 条第 1 項の規定により、令和 5 年度決算に基づく資金不足比率を次のとおり公表します。

令和 6 年 8 月 20 日

中川村長 宮 下 健 彦

令和 5 年度決算に基づく資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率(%)	備考
水道事業会計	－	令第 17 条 第 1 号 の 規 定 に よ り 事 業 の 規 模 を 算 定
下水道事業会計	－	令第 17 条 第 1 号 の 規 定 に よ り 事 業 の 規 模 を 算 定